
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.68 2017/6/26

1 「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」の一部改正通知

6月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。

食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定については、「「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」について」（平成29年3月17日付け生食監発0317第2号。）別添「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス（第1版）」（以下「ガイダンス」という。）を公表したところであるが、今回下記の別紙を追加したものである。

1. 原材料に由来する潜在的な危害要因（ガイダンス別紙1）

基準B向け手引書作成等における危害要因分析の実施に当たり、危害要因を選定する際の参考として、食品衛生法に基づく規格基準や既存の文献に基づき、原材料ごとに想定される危害要因を整理したもの。

2. 食品分類ごと各段階における異物混入事例（健康被害発生事例）（ガイダンス別紙2）

平成26年度～平成28年度（11月まで）に各都道府県等に報告された、製造、加工、調理の現場における硬質異物の混入事例のうち健康被害が発生したものであり、各食品等事業者が取り扱う食品分類ごとに各段階における異物混入事例を整理したもの。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168899.pdf>

2 表示の適正化に向けた取組について

6月23日、消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記夏期一斉取締りの実施を公表した。

国及び道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します。

(1) 実施時期：平成29年7月1日から同月31日まで

(2) 主な監視指導事項

ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示

イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示

- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_170623_0001.pdf

3 28年度食品衛生法等の表示に係る年末一斉取締り結果公表

6月23日、消費者庁は標記結果を公表した。その内容は次のとおり。
年末一斉取締り結果について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_170623_0003.pdf

平成28年度夏期・年末（総括）一斉取締り結果

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_170623_0002.pdf

4 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について通知

6月23日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第226号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準の一部が改正されたもので、その主なものは次のとおり。

製造基準関係

過酢酸製剤については、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸以外を原料として、製造することは認められないこととされ、氷酢酸の使用が追加された。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168926.pdf>

5 JAS法(日本農林規格等に関する法律)改正

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律が平成29年6月16日に成立し、6月23日付けで公布された。

今回のJAS法改正は、取引の円滑化、ひいては、輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JAS規格の国際化の推進を図るもので、農林水産品・食品の海外展開が課題となる中、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品・取組に馴染みのない取引相手に対して日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するには、規格・認証の活用が重要かつ有効であるとしている。

【改正のポイント】

- 1 農林物資の規格化等に関する法律の改正

- これまで、JAS規格の対象は、モノ（農林水産物・食品）の品質に限定されていたが、モノの「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」などにも拡大した。
- 併せて、産地・事業者の強みのアピールにつながるJAS規格が制定・活用されるよう、JAS規格案を提案しやすい手続を整備した。
- JAS規格の対象の拡大に伴い、現行の認証の枠組みを拡充するとともに、国際基準に適合する試験機関を農林水産大臣が登録する登録試験業者制度を創設した。また、この場合、広告、試験証明書等にJASマークを表示することができるなど、新たなJAS規格に対応したJASマークの表示の枠組みを整備した。
- さらに、産地・事業者の創意工夫を生かしたJAS規格の活用が図られるよう、(1)JAS制度の普及、(2)規格に関する普及・啓発、専門人材の育成・確保及び国際機関・国際的枠組みへの参画等を国及びFAMICの努力義務として明確にした。
- JAS規格の対象が「モノ」以外に拡大することを踏まえ、題名を「日本農林規格等に関する法律」に改称した。

2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の改正

- JAS規格を足掛かりとした国際規格について、国内事業者が他国に先行して認証を取得することができるよう、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が国際規格の認証機関を認定できるよう、その業務規定を整備した。

http://www.maff.go.jp/j/jas/h29_jashou_kaisei.html

6 JAS規格申出相談窓口の新設

農林水産省は、新たなJAS規格制定を希望される方からの相談を受け付ける窓口を新設した。食料産業局食品製造課食品規格室のほか、全国7箇所FAMICで受け付ける。

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/moushide_soudan.html

7 JAS規格化等のテーマに関する調査（提案募集）

農林水産省食料産業局食品製造課食品規格室は、平成29年6月23日公布のJAS法改正により、モノ（農林水産物・食品）の品質に限定されていたJAS規格の対象が、モノの生産方法、試験方法、事業者による取扱方法などにも広げたことを受けて、我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、強みのアピールにつながる多様なJAS規格の制定に向けた技術的なデータの収集、検討・調整、規格素案の作成を行うとともに、JAS規格の国際化に向けた各国との調整等を行う事業を民間団体等に委託して実施することとしている。この事業においてJAS規格化・国際化に取り組むべきテーマの選定に向け、JAS規格制定や国際化のニーズを広く把握することを目的として、JAS規格化等のテーマの提案を募集している。

テーマは、国が主体的にJAS規格化・国際化に関与すべきものとして、以下のいずれかに該当するもの。

1. 食品の流通や食品表示など、国内外の規制で引用され得る分野
2. 業全体の競争力強化に直結する分野、又は、規格化・国際化に取り組まないことにより業全体の競争力の低下に直結する分野

3. 新市場の創出など、社会・経済への波及効果が期待される分野
所定の様式をもって、平成29年6月23日（金曜日）～平成29年7月21日（金曜日）の
間に食料産業局食品製造課食品規格室宛、電子メールにて提出する。

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/h29_theme_boshu_170623.html